Ⅳ　人権が尊重される社会の形成

（1）男女平等参画を阻害する暴力への取組

Ⅳ－1　配偶者暴力

1．各機関等における暴力相談件数・相談の状況
（全国・都の配偶者暴力相談支援センター、警視庁、区市町村）

付表Ⅳ－1－1　配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数の推移（全国）

＜相談件数＞

（単位：件）

平成14(2002)年度	35,943
平成15(2003)年度	43,225
平成16(2004)年度	49,329
平成17(2005)年度	52,145
平成18(2006)年度	58,528
平成19(2007)年度	62,078
平成20(2008)年度	68,196
平成21(2009)年度	72,792
平成22(2010)年度	77,334
平成23(2011)年度	82,099
平成24(2012)年度	89,490

＜施設の種類別相談件数（平成24年度分）＞

（単位：箇所、件、%）

	施設数	件数	構成割合
婦人相談所	52	42,736	47.8
女性センター	24	14,991	16.8
福祉事務所・保健所	84	9,866	11.0
児童相談所	11	2,946	3.3
その他	52	18,951	21.2
合　計	223	89,490	100.0

注：件数は、被害者本人からの相談件数
資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等」（平成24年度分）

付表Ⅳ－１－２　配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数（全国）

（単位：件）

北海道	2,628
青森県	715
岩手県	1,504
宮城県	701
秋田県	1,114
山形県	403
福島県	1,444
茨城県	1,067
栃木県	1,260
群馬県	1,906
埼玉県	2,660
千葉県	6,241
東京都	8,400
神奈川県	5,481
新潟県	1,065
富山県	2,323
石川県	1,760
福井県	1,293
山梨県	894
長野県	462
岐阜県	1,051
静岡県	1,418
愛知県	2,859
三重県	292
滋賀県	948
京都府	4,692
大阪府	5,256
兵庫県	4,947
奈良県	614
和歌山県	523
鳥取県	599
島根県	986
岡山県	2,936
広島県	1,374
山口県	450
徳島県	4,486
香川県	430
愛媛県	485
高知県	532
福岡県	3,409
佐賀県	1,462
長崎県	1,359
熊本県	684
大分県	873
宮崎県	363
鹿児島県	830
沖縄県	2,311
全国	89,490

注1：全国223か所の配偶者暴力相談支援センターにおける被害者本人からの相談件数等を集計（平成24（2012）年4月1日から平成25（2013）年3月31日）

注2：東京都の相談件数は、東京ウィメンズプラザ、東京都女性相談センター、港区家庭相談センター、板橋区配偶者暴力相談支援センターの相談件数の合計

資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等」（平成24年度分）

付表Ⅳ－１－３　都内相談件数の推移
（東京都配偶者暴力相談支援センター・区市町村・警視庁）

（単位：件）

	相談支援センター（都内）	区市町村	警視庁
平成14(2002)年	7,300		904
平成15(2003)年	9,127	11,164	1,041
平成16(2004)年	9,511	13,134	1,328
平成17(2005)年	9,766	13,666	1,575
平成18(2006)年	8,812	14,433	1,873
平成19(2007)年	8,606	16,061	2,118
平成20(2008)年	8,704	19,155	2,608
平成21(2009)年	10,330	21,699	2,882
平成22(2010)年	9,442	23,462	2,553
平成23(2011)年	8,942	24,693	2,449
平成24(2012)年	9,116	26,547	2,756

注：東京都の配偶者暴力相談支援センターは、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センター

資料：東京都生活文化局調べ

付表Ⅳ－１－４　配偶者暴力相談支援センターにおける相談からみた被害者の属性（都）

＜被害者の性別＞

（単位：％）

男性	女性
1.2	98.8

＜年齢＞

（単位：％）

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
0.1	5.3	20.6	24.9	9.3	5.5	34.3

＜加害者との婚姻関係＞

（単位：％）

婚姻届出あり	婚姻届出なし	届出有無不明	離婚済
80.6	3.2	9.9	6.2

注1：東京都配偶者暴力相談支援センター（東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センター）が実施した配偶者等暴力被害者本人の電話相談及び来所相談を対象に集計（平成24（2012）年4月から平成25（2013）年3月）

注2：〈年齢〉と〈加害者との婚姻関係〉は、〈被害者の性別〉が「女性」の7,602人を対象に集計

注3：四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

資料：東京都生活文化局調べ

2. 警察が取り扱った配偶者暴力の状況

付表Ⅳ－１－５　警察が取り扱った配偶者暴力の状況の推移（全国）

＜認知件数＞

（単位：件）

	平成14(2002)年	平成15(2003)年	平成16(2004)年	平成17(2005)年	平成18(2006)年	平成19(2007)年	平成20(2008)年	平成21(2009)年	平成22(2010)年	平成23(2011)年	平成24(2012)年	平成25(2013)年
件数	14,140	12,568	14,410	16,888	18,236	20,992	25,210	28,158	33,852	34,329	43,950	49,533

＜配偶者暴力に係る対応の推移＞

（単位：件、％）

	平成14(2002)年	平成15(2003)年	平成16(2004)年	平成17(2005)年	平成18(2006)年	平成19(2007)年	平成20(2008)年	平成21(2009)年	平成22(2010)年	平成23(2011)年	平成24(2012)年	平成25(2013)年
医療関係者からの通報（法第6条第2項）	40	31	32	50	53	56	81	44	60	45	67	75
裁判所からの書面の提出要求（法第14条第2項）	1,059	1,293	1,541	2,025	2,172	2,162	2,618	2,722	2,774	2,460	2,985	2,788
裁判所からの更なる説明要求（法第14条第3項）	15	4	2	32	12	9	24					
裁判所からの保護命令通知（法第15条第3項）	1,176	1,499	1,774	2,178	2,247	2,239	2,534	2,429	2,428	2,144	2,572	2,379
接近禁止命令のみ	832	1,075	1,176	1,657	1,722	1,680	506	320	236	147	179	161
退去命令のみ	4	5	5	4	8	7	5	6	9	4	5	4
接近禁止命令・退去命令	340	419	593	517	517	552	128	63	43	47	55	72
保護命令違反検挙（法第29条）	40	41	57	73	53	85	76	92	86	72	121	110

注1：認知件数は、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2：認知件数には、婚姻関係等が解消したものも平成16年12月2日から計上している。また、配偶者暴力防止法の改正により、平成20年1月11日から「生命等に対する脅迫」を受けた相談等についても計上している。

資料：警察庁「平成25年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」

３．保護命令発令件数

付表Ⅳ－１－６　配偶者からの暴力に関する保護命令発令件数の推移（都・全国）

＜都＞

（単位：件）

	接近禁止命令	退去命令	接近禁止命令と退去命令	計
平成17(2005)年	83	0	31	114
平成18(2006)年	103	1	24	128
平成19(2007)年	89	0	31	120
平成20(2008)年	105（69）	0	43（29）	148（98）
平成21(2009)年	100（87）	0	36（31）	136（118）
平成22(2010)年	95（88）	0	20（14）	115（102）
平成23(2011)年	69（63）	1	13（13）	83（76）
平成24(2012)年	66（63）	1	19（18）	86（81）
平成25(2013)年	71（64）	0	14（12）	85（76）

注：（ ）は、平成20年、法改正により拡充された「電話等を禁止する命令等」が併せて発令された件数を内数として表示
資料：警視庁「配偶者からの暴力事案の概況」（平成25年）

＜全国＞

（単位：件）

	認容（保護命令発令）件数	(1)被害者に関する保護命令のみ発令された場合						(2)「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合		(3)「子への接近禁止命令」が発令された場合（(2)以外）		(4)「親族等への接近禁止命令」が発令された場合（(2)以外）		却下	取下げ等
		①接近禁止命令・退去命令・電話等禁止命令	②接近禁止命令・退去命令	③接近禁止命令・電話等禁止命令	④接近禁止命令のみ	⑤退去命令のみ	⑥電話等禁止命令（事後発令）	①被害者への接近禁止命令と同時	②事後的な子への接近禁止命令及び親族等への接近禁止命令の同時発令	①被害者への接近禁止命令と同時	②事後的な子への接近禁止命令	①被害者への接近禁止命令と同時	②事後的な親族等への接近禁止命令		
平成17(2005)年	2,141	－	190	－	730	4	－	－	－	1,205	12	－	－	147	430
平成18(2006)年	2,208	－	166	－	710	8	－	－	－	1,320	4	－	－	146	415
平成19(2007)年	2,186	－	173	－	640	7	－	－	－	1,364	2	－	－	140	431
平成20(2008)年	2,524	101	47	360	213	7	5	441	0	1,119	4	218	9	169	450
平成21(2009)年	2,411	118	26	437	127	8	0	452	3	1,011	4	219	6	150	526
平成22(2010)年	2,434	141	25	418	84	10	3	533	0	990	1	220	9	176	504
平成23(2011)年	2,137	127	13	378	63	4	1	424	1	894	1	227	4	144	458
平成24(2012)年	2,482	146	13	427	78	7	1	556	1	970	7	272	4	166	504

注1：最高裁判所資料より作成
注2：「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
注3：配偶者暴力防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時にまたは被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される（表の(2)、(3)、(4)のそれぞれ①が前者、(1)の⑥、(2)、(3)、(4)のそれぞれ②が後者である）。
注4：平成13年分は、同年10月1日の配偶者暴力防止法施行以降の件数である。
注5：平成24年の数値は、速報値である。

資料：内閣府「平成25年版男女共同参画白書」

４. 配偶者暴力における一時保護件数の推移

付表Ⅳ－１－７　配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移（都）

（単位：件）

	計	単身	母子
平成12(2000)年度	227	100	127
平成13(2001)年度	336	175	161
平成14(2002)年度	489	212	277
平成15(2003)年度	614	276	338
平成16(2004)年度	609	283	326
平成17(2005)年度	608	286	322
平成18(2006)年度	643	258	385
平成19(2007)年度	542	205	337
平成20(2008)年度	576	259	317
平成21(2009)年度	563	219	344
平成22(2010)年度	436	160	276
平成23(2011)年度	457	154	303
平成24(2012)年度	508	157	351

注1：母子、単身の別は、入所時の状況による区分である。

注2：一時保護とは、暴力から逃れ、家を出た被害者や子供たちの安全を確保するため緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の申請に基づき保護することをいい、上記件数は、配偶者暴力防止法第3条第3項第3号による件数を指す。

資料：東京都生活文化局調べ

付表Ⅳ－１－８　婦人相談所における夫等の暴力により一時保護された女性の人数の推移（全国）

（単位：人、％）

	要保護女子	うち夫等の暴力を理由とする者		同伴家族
		件数	構成比	
平成13(2001)年度	4,823	2,680	55.5	3,085
平成14(2002)年度	6,261	3,974	63.5	4,642
平成15(2003)年度	6,447	4,296	66.6	5,029
平成16(2004)年度	6,541	4,535	69.3	5,518
平成17(2005)年度	6,449	4,438	68.8	5,285
平成18(2006)年度	6,359	4,565	71.8	5,478
平成19(2007)年度	6,478	4,549	70.2	5,529
平成20(2008)年度	6,613	4,666	70.6	5,532
平成21(2009)年度	6,625	4,681	70.7	5,535
平成22(2010)年度	6,357	4,579	72.0	5,509
平成23(2011)年度	6,059	4,312	71.2	5,187
平成24(2012)年度	6,189	4,373	70.7	5,376

注：一時保護委託分を含む。

資料：厚生労働省　雇用均等・児童家庭局　家庭福祉課「平成24年度　婦人保護事業実施状況報告の概要」

６. 配偶者間における犯罪の検挙件数の推移（全国）

付表Ⅳ－１－９　配偶者間における犯罪の検挙件数の推移（全国）

（単位：件）

	平成13 (2001)年	平成14 (2002)年	平成15 (2003)年	平成16 (2004)年	平成17 (2005)年	平成18 (2006)年	平成19 (2007)年
殺人	1,157	1,238	1,258	1,224	1,224	1,155	1,052
うち配偶者	191	197	215	206	218	179	192
うち夫によるもの	116	120	133	127	126	117	107
傷害	22,348	23,199	23,222	22,716	22,962	22,921	21,589
うち配偶者	1,097	1,250	1,269	1,198	1,342	1,353	1,346
うち夫によるもの	1,065	1,197	1,211	1,143	1,264	1,294	1,255
うち傷害致死	191	180	173	135	138	139	104
うち配偶者	14	18	18	14	20	15	10
うち夫によるもの	10	15	16	12	17	14	8
暴行	7,740	8,223	9,341	10,525	13,519	19,175	21,203
うち配偶者	156	219	234	290	379	707	933
うち夫によるもの	152	211	230	284	359	671	870
合計	31,245	32,660	33,821	34,465	37,705	43,251	43,844
うち配偶者	1,444	1,666	1,718	1,694	1,939	2,239	2,471
うち夫によるもの	1,333	1,528	1,574	1,554	1,749	2,082	2,232

	平成20 (2008)年	平成21 (2009)年	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	対前年増減数	
						件数	構成比（%）
殺人	1,120	971	944	941	884	−57	−6.1
うち配偶者	200	152	184	158	153	−5	−3.2
うち夫によるもの	126	99	114	89	93	4	4.5
傷害	19,724	18,991	19,093	18,591	20,590	1,999	10.8
うち配偶者	1,339	1,282	1,523	1,415	2,183	768	54.3
うち夫によるもの	1,268	1,212	1,437	1,325	2,060	735	55.5
うち傷害致死	129	112	110	118	102	−16	−13.6
うち配偶者	15	15	11	9	15	6	66.7
うち夫によるもの	11	12	11	7	12	5	71.4
暴行	21,660	21,006	21,529	21,541	23,167	1,626	7.5
うち配偶者	1,045	1,082	1,452	1,518	2,121	603	39.7
うち夫によるもの	975	1,013	1,376	1,415	1,996	581	41.1
合計	42,504	40,968	41,566	41,073	44,641	3,568	8.7
うち配偶者	2,584	2,516	3,159	3,091	4,457	1,366	44.2
うち夫によるもの	2,369	2,324	2,927	2,829	4,149	1,320	46.7

注1：解決事件を除く。
注2：配偶者には内縁関係にある者を含む。
注3：いわゆるドメスティック・バイオレンスによる暴力事件だけではなく、例えば、殺人では嘱託殺人、保険金目的殺人等、配偶者間における多様なものが含まれる。

資料：警察庁「平成24年の犯罪情勢」

7. 配偶者間における犯罪の検挙状況

付表Ⅳ－1－10　配偶者間における犯罪の検挙事案に占める被害者の男女比（全国）

（単位：件）

	男女計	女性被害者		男性被害者	
		件数	構成比（%）	件数	構成比（%）
総　数	4,457	4,149	93.1	308	6.9
殺　人	153	93	60.8	60	39.2
傷　害	2,183	2,060	94.4	123	5.6
暴　行	2,121	1,996	94.1	125	5.9

注1：平成24（2012）年の数値
注2：解決事件を除く。
注3：配偶者には内縁関係にある者を含む。
注4：いわゆるドメスティック・バイオレンスによる暴力事件だけではなく、例えば、殺人では嘱託殺人、保険金目的殺人等、配偶者間における多様なものが含まれる。

資料：警察庁「平成24年の犯罪情勢」

Ⅳ－２　性暴力ストーカー等の防止

１．ストーカー事案の認知状況

付表Ⅳ－２－１　ストーカー事案の認知件数の推移（全国）

（単位：件）

平成13（2001）年	14,662
平成14（2002）年	12,024
平成15（2003）年	11,923
平成16（2004）年	13,403
平成17（2005）年	12,220
平成18（2006）年	12,501
平成19（2007）年	13,463
平成20（2008）年	14,657
平成21（2009）年	14,823
平成22（2010）年	16,176
平成23（2011）年	14,618
平成24（2012）年	19,920
平成25（2013）年	21,089

注：認知件数には、執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

資料：警察庁「平成25年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」

2. ストーカー規制法の適用状況

付表Ⅳ－２－２ ストーカー規制法の違反等措置状況の推移（都・全国）

＜都＞

（単位：件）

	平成14(2002)年	平成15(2003)年	平成16(2004)年	平成17(2005)年	平成18(2006)年	平成19(2007)年	平成20(2008)年	平成21(2009)年	平成22(2010)年	平成23(2011)年	平成24(2012)年
警告	62	78	74	67	110	146	154	167	154	168	275
禁止命令等	4	7	5	5	6	9	7	8	11	17	13
警察本部長等の援助	67	40	41	132	138	111	127	133	101	71	151
検挙	17	16	20	19	20	26	26	26	26	20	16
ストーカー行為罪	14	15	16	19	18	25	26	26	21	17	13
禁止命令等違反	3	1	4	0	2	1	0	0	5	3	3

資料：「警視庁の統計（平成24年）」

＜全国＞

（単位：件）

	平成14(2002)年	平成15(2003)年	平成16(2004)年	平成17(2005)年	平成18(2006)年	平成19(2007)年	平成20(2008)年	平成21(2009)年	平成22(2010)年	平成23(2011)年	平成24(2012)年	法施行後の累計
警告	965	1,169	1,221	1,133	1,375	1,384	1,335	1,376	1,344	1,288	2,284	14,874
禁止命令等	32	24	24	22	19	17	26	33	41	55	69	362
警察本部長等の援助	677	856	1,356	1,569	1,631	2,141	2,260	2,303	2,470	2,771	4,485	22,519
検挙	178	192	206	200	183	242	244	263	229	205	351	2,493
ストーカー行為罪	170	185	200	198	178	240	243	261	220	197	340	2,432
禁止命令等違反	8	7	6	2	5	2	1	2	9	8	11	61

資料：警察庁「平成24年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」

３. 強姦、強制わいせつ事件の認知件数及び検挙件数

付表Ⅳ－２－３　強姦事件の認知件数と検挙件数の推移（都・全国）

（単位：件、人、％）

	都				全国			
	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率
平成14(2002)年	273	201	129	73.6	2,357	1,468	1,355	62.3
平成15(2003)年	288	216	166	75.0	2,472	1,569	1,342	63.5
平成16(2004)年	263	171	124	65.0	2,176	1,403	1,107	64.5
平成17(2005)年	231	170	127	73.6	2,076	1,443	1,074	69.5
平成18(2006)年	232	169	143	72.8	1,948	1,460	1,058	74.9
平成19(2007)年	234	189	152	80.8	1,766	1,394	1,013	78.9
平成20(2008)年	215	170	133	79.1	1,582	1,326	951	83.8
平成21(2009)年	213	157	128	73.7	1,402	1,163	918	83.0
平成22(2010)年	160	137	101	85.6	1,289	1,063	803	82.5
平成23(2011)年	178	149	134	83.7	1,185	993	768	83.8
平成24(2012)年	147	145	117	98.6	1,240	1,097	858	88.5
平成25(2013)年	191	170	139	89.0	1,410	1,163	937	82.5

資料：警察庁「犯罪統計資料」(平成25年)

付表Ⅳ－２－４　強制わいせつ事件の認知件数と検挙件数の推移（都・全国）

（単位：件、人、％）

	都				全国			
	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率
平成14(2002)年	1,001	466	377	46.6	9,476	3,367	2,130	35.5
平成15(2003)年	1,278	609	458	47.7	10,029	3,893	2,273	38.8
平成16(2004)年	1,261	597	482	47.3	9,184	3,656	2,225	39.8
平成17(2005)年	1,018	577	462	56.7	8,751	3,797	2,286	43.4
平成18(2006)年	1,091	634	474	58.1	8,326	3,779	2,254	45.4
平成19(2007)年	1,156	643	483	55.6	7,664	3,542	2,240	46.2
平成20(2008)年	1,098	609	505	55.5	7,111	3,555	2,219	50.0
平成21(2009)年	959	539	407	56.2	6,688	3,563	2,129	53.3
平成22(2010)年	891	457	371	51.3	7,027	3,637	2,189	51.8
平成23(2011)年	837	475	355	56.8	6,870	3,550	2,217	51.7
平成24(2012)年	933	548	426	58.7	7,263	3,946	2,451	54.3
平成25(2013)年	910	520	407	57.1	7,672	3,967	2,487	51.7

資料：警察庁「犯罪統計資料」(平成25年)

Ⅳ－３　セクハラの防止

１．セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数及び内容

付表Ⅳ－３－１　セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数の推移（都）

（単位;上段：人、下段：％）

	合計	労働者	使用者	その他	男性	女性
平成12 (2000)年度	1,395	909	406	80	542	853
	100.0	65.2	29.1	5.7	38.9	61.1
平成13 (2001)年度	1,132	786	284	62	398	734
	100.0	69.4	25.1	5.5	35.2	64.8
平成14 (2002)年度	1,287	826	371	90	465	822
	100.0	64.2	28.8	7.0	36.1	63.9
平成15 (2003)年度	1,369	884	360	125	513	856
	100.0	64.6	26.3	9.1	37.5	62.5
平成16 (2004)年度	2,009	1,250	680	79	793	1,216
	100.0	62.2	33.8	3.9	39.5	60.5
平成17 (2005)年度	2,325	1,434	812	79	881	1,444
	100.0	61.7	34.9	3.4	37.9	62.1
平成18 (2006)年度	2,556	1,603	896	57	1,071	1,485
	100.0	62.7	35.1	2.2	41.9	58.1
平成19 (2007)年度	2,723	1,622	1,005	96	1,063	1,660
	100.0	59.6	36.9	3.5	39.0	61.0
平成20 (2008)年度	2,091	1,346	598	147	743	1,348
	100.0	64.4	28.6	7.0	35.5	64.5
平成21 (2009)年度	1,895	1,176	599	120	793	1,102
	100.0	62.1	31.6	6.3	41.8	58.2
平成22 (2010)年度	1,947	1,199	439	309	737	1,210
	100.0	61.6	22.5	15.9	37.9	275.6
平成23 (2011)年度	2,418	1,588	661	169	890	1,528
	100.0	65.7	27.3	7.0	36.8	63.2
平成24 (2012)年度	647	117	433	97	643	1,064
	100.0	18.1	66.9	15.0	99.4	164.5

注：「その他」とは、労働者か使用者か不明の場合、無職、社会保険労務士等からの問い合わせなどを指す。

資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要（平成25年）」

付表Ⅳ－３－２　セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容（都）

（単位;上段：人、下段：％）

	合計	対価型、地位利用型セクシュアル・ハラスメントに関する労働者からの相談	環境型セクシュアル・ハラスメントに関する労働者からの相談	セクシュアル・ハラスメントに関する人事労務管理上の相談	その他・不明
平成15(2003)年度	1,369	735	132	122	380
	100.0	53.7	9.6	8.9	27.8
平成16(2004)年度	2,009	1,125	172	327	385
	100.0	56.0	8.6	16.3	19.2
平成17(2005)年度	2,325	1,194	415	435	281
	100.0	51.4	17.8	18.7	12.1
平成18(2006)年度	2,556	1,220	464	450	422
	100.0	47.7	18.2	17.6	16.5
平成19(2007)年度	2,723	1,321	520	361	521
	100.0	48.5	19.1	13.3	19.1
平成20(2008)年度	2,256	846	682	173	555
	100.0	37.5	30.2	7.7	24.6
平成21(2009)年度	1,927	429	752	111	635
	100.0	22.3	39.0	5.8	33.0
平成22(2010)年度	2,207	471	790	355	591
	100.0	21.3	35.8	16.1	26.8
平成23(2011)年度	2,582	647	931	346	658
	100.0	25.1	36.1	13.4	25.5
平成24(2012)年度	1,872	461	720	287	404
	100.0	24.6	38.5	15.3	21.6

注1：「対価型、地位利用型セクシュアル・ハラスメント」とは、職場の地位を利用し、性的関係を強要しそれを拒否した労働者を解雇するなど、性的言動に対する労働者の対応によってその労働者を解雇したり降格や減給などの不利益を負わせるような行為をいう。

注2：「環境型セクシュアル・ハラスメント」とは、職場にヌードポスターなどを掲示し、労働者の就業意識を低下させるなど、性的言動によって労働者の就業環境を不快にさせ女性労働者の就業に支障を生じさせるような行為をいう。

注3：平成20（2008）年度以降については、相談内容が複数の分野にまたがる場合はそれぞれ計上している。

資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要（平成25年）」